

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

くらしを支える税

第 27 号

平成 24 年 5 月

北見市租税教育推進懇話会

新学期も始まり、児童・生徒たちも新しい環境になれてきた頃ではないでしょうか？

外の季節はすっかり春になり、北海道にも遅い桜の花が咲く季節がやってきました。

道路の脇には、エゾシカがちらほらと確認できるようにもなってきました。

「知床では増え続けるエゾシカ対策としてトラックで移動しながら撃つ新たな捕獲方法『流し猟式シャープシューティング (SS)』で362頭を駆除した」という記事が掲載されておりました。

そこで、今回は「狩猟免許」についてです。

税のネタ帳 ～「狩猟免許税」～ 【国税庁メールマガジンほかより】

Q 戦前の狩猟免許は国が管理をし、国税の一つに「狩猟免許税」がありました。

この狩猟免許税は、どのように課税をされていたのでしょうか。

A 明治3年に猟師役という、いわば狩猟免許税が導入されましたが、それまでの生業としての猟ではなく、スポーツとして猟を行う者が出てくるようになると、人家の近辺での狩猟による事故などが問題になるようになり、取り締まりも厳密なものが求められるようになりました。

そこで、明治6年の鳥獣猟規則では、生業としての猟「職猟」と遊楽としての猟「遊猟」とに分けられ、狩猟（鑑札）免許税は職猟が1円、遊猟は10円とされました。

これらの規則は銃器を使った猟のみを対象としていましたが、明治20年代になると、鳥獣の乱獲が著しくなったことと、職猟と遊猟との区別が付きにくい状態となってきたことが問題となりました。そこで、幾度かの変遷を経て明治34年の狩猟法で、まず狩猟者の納税額（所得税、地租、営業税）によって1等から3等に分け、さらにそれを猟銃を使用しない場合（甲種）とする場合（乙種）という狩猟方法で分けて課税するという方法が採用されていました。

※ 現在、狩猟免許は、地方自治体（道府県）で管理しており、地方税法に基づき、道府県知事の狩猟者登録を受ける者に対し、その道府県により狩猟税を課している。

○ 狩猟税（平成16年に狩猟者登録税と入猟税が廃止され、狩猟税が新設された）

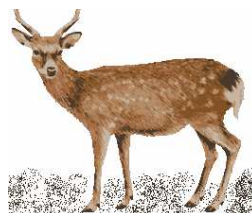
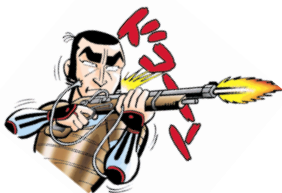
税率（現金又は収入証紙により納める）

① 網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許（空気銃以外の銃器）の登録者

・道府県民税の所得割の納付を要する者 ～ 16,500円

・道府県民税の所得割の納付を要しない者 ～ 11,000円

② 第二種銃猟免許（空気銃）の登録者 ～ 5,500円



学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

- 租税教室（出前授業）にて、児童・生徒からの質問事項（第3回）
- ・ 犬税という税金があったと聞きましたが、本当ですか？

・ 犬税とは ～ 【国税庁メールマガジンほかより】

犬税と呼ばれる税には、昔、二種類ありました。

① 地方税の「犬税」

大正13年（1924年）の「都道府県雑種税課率調（当時の大蔵省主税局作成）」によれば、飼育目的（猟犬・愛玩犬・その他）、犬を飼っている場所（郡部・市部）、子犬か成犬かなどにより、課税標準を区別していたようです。

一般的に、飼い犬より猟犬の方が高い税額で、猟犬に課した税額は、一律に課税する自治体もあれば、飼い主の狩猟等級に応じて課税する自治体もありました。

また、猟犬よりも愛玩犬の方に高率の課税をする自治体もありました。

ちなみにこの「犬税」は、昭和57年の戌年に長野県四賀村（当時）を最後に姿を消しました。

② 江戸時代の「犬税」

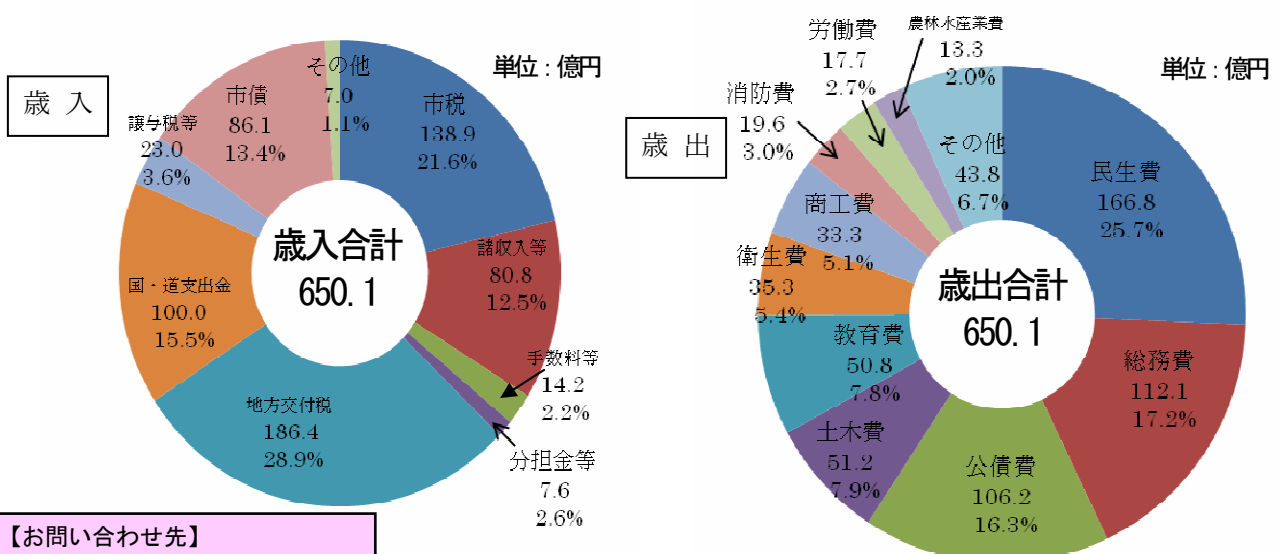
貞享4年（1687年）、将軍綱吉の時、生類憐の令が出され、動物、特に犬を大事にするように命じられ、子犬を大切に、犬のケンカは水をかけてケガをさせないように別れさせるなど、丁寧な扱いをしていました。

その結果、野犬が増えたため、広大な敷地に犬小屋を建てて、野犬を収容したということです。

そして、その費用を賄うために、江戸の町人などから徴収したのが「犬税」です。

この税は、町人から間口一間につき金三分、幕府の農民から収穫高百石につき、一石の特別徴収がなされたということです。

北見市 ～ 平成24年度予算(補正後) ～



【お問い合わせ先】
 北見市租税教育推進懇話会又は
 北見税務署 税務広報広聴官
 加賀 貢
 北見市青葉町3番1号
 Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』
 『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。